

# 第73回 価格調査評価監視委員会 開催結果報告

このほど第73回価格調査評価監視委員会が開催されましたので、議事概要について報告いたします。本委員会は、当会における調査基準，調査実施状況，調査結果等の妥当性，透明性について外部有識者が評価，監視するものです。

## [議事概要]

開催日時	2023年7月19日（13時56分～15時52分）
開催場所	一般財団法人 経済調査会 会議室
出席委員	小林誠治（委員長），齊藤浩司，榊原渉，關豊（五十音順）
議 題	1. 前回委員会議事録（案）の承認 2. 事例審議 (1) 自主調査：インターロッキングブロック（東京） (2) 受託調査：道路用鉄筋コンクリート側溝（低炭素コンクリート）（広島）

## [議事要旨]

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
1. 前回（第72回）委員会議事録（案）の承認  ..... 2. 事例審議 (1) 自主調査「積算資料」7月号より、「インターロッキングブロック（1）」（東京）について審議。  ○一般的な資材だと思われるが，調査頻度がBである理由は。  ○調査頻度Bは聞き取り調査または通信調査を毎月行うことになっているが，審議対象資材では聞き取り調査を毎月行っているのか。  ○通信調査の集計結果は聞き取り調査の集計結果に比べて割高となっているが，「希望価格」と「実勢価格」が混在しているのではないか。  ○協会員外メーカーを調査対象外としている理由は。	○事前に配付した議事録（案）について確認，承認された。  ..... ○（説明）「インターロッキングブロック（1）」（東京）の概要を説明した後，調査総括表，調査情報票等に従って調査プロセス，調査結果等を説明。  ○同じ舗装用材で調査頻度Aのアスファルト混合物と比較しても，工事での使用頻度が高くない資材であり，また価格変動も少ないため。  ○その通り。それに加えて通信調査を年2回実施している。  ○通信調査では「希望価格」と「実勢価格」の回答欄を設けている。今回は「実勢価格」の回答を集計した結果であり，混在していない。  ○審議対象資材である標準品よりもオリジナル品や特殊品を中心に扱っているため。

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
<p>○施工実績がピークの880万 m<sup>2</sup>/年（1996年度）から219万 m<sup>2</sup>/年（2022年度）へ減少した理由は。</p> <p>○販売店の調査母集団はどのように選定しているか。</p> <p>○資料にその旨を記載してほしい。</p> <p>(2) 受託調査「道路用鉄筋コンクリート側溝（低炭素コンクリート）」（広島）について審議。</p> <p>○調査母集団に低炭素コンクリート品の取り扱いが無いコンクリート二次製品業者が含まれている理由は。</p> <p>○実質的な調査母集団は道路用鉄筋コンクリート側溝（低炭素コンクリート）の取り扱い業者ということでしょうか。</p> <p>○低炭素コンクリート品の販売シェアは把握しているか。</p> <p>○前回報告価格との比較において、低炭素コンクリート品の価格上昇率が汎用品の価格上昇率に比べ高くなっている理由は。</p> <p>○今回のような調査のケースでは、製品価格の内訳についても確認してはどうか。</p> <p>.....</p> <p>次回委員会の確認</p>	<p>○舗装用レンガやエクステリア製品など、景観重視の競合品が台頭してきたことが要因として考えられる。</p> <p>○通信調査で各メーカーに取り扱い販売店を確認した上で選定している。</p> <p>○資料作成において今後留意したい。</p> <p>○（説明）「道路用鉄筋コンクリート側溝（低炭素コンクリート）」（広島）の特徴と受託業務の概要を説明した後、調査方法、回収データの状況、調査プロセス、調査結果等を説明。</p> <p>○道路用鉄筋コンクリート側溝（汎用品）の取り扱いがあるため。</p> <p>○その通り。</p> <p>○調査した結果、情報が得られなかった。</p> <p>○低炭素コンクリート品の主原料である高炉スラグ微粉末価格の上昇率が汎用品の主原料であるセメント価格の上昇率よりも高かったことなどが理由として挙げられる。</p> <p>○今後の調査の参考にしたい。</p> <p>.....</p> <p>10月20日頃を予定</p>

## 価格調査評価監視委員会規約

### (目的)

第1条 一般財団法人経済調査会が実施する資材価格及び工事費（以下「資材価格等」という。）の調査について、その妥当性・透明性を高め、調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格調査評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

### (委員会の事務)

第2条 委員会は、代表理事の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 次の事項について、審議すること。
  - イ 資材価格等の調査基準
  - ロ 調査基準に基づく調査実施状況
  - ハ 資材価格等の調査結果
- 二 前号において、審議の対象とする資材価格等は、定期刊行物掲載価格に係る調査及び受託調査のうちから委員会が選定する。
- 三 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

### (委員会の委員及び任期)

第3条 委員は、公正中立の立場で審議を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、代表理事が委嘱する。

- 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。また委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として年に3回開催する。

### (審議結果の報告)

第6条 委員会は、第2条により審議の対象となった事項に関し、改善すべき事項があると認めたときは、代表理事に対し報告する。

- 2 前項の報告及びそれにもとづく改善措置は、その内容を公表する。
- 3 委員会の審議結果は、委員会開催後、国土交通省に報告するものとする。

### (委員会の意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

### (秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

### (事務局)

第9条 委員会の事務局は、一般財団法人経済調査会価格調査評価監視委員会事務局に置く。

### 附則

この規約は、平成15年10月29日から施行する。

この規約は、平成24年7月27日から改定施行する。

この規約は、平成28年4月20日から改定施行する。

この規約は、平成29年4月21日から改定施行する。

## 価格調査評価監視委員会委員名簿（五十音順）

小林 誠治	(一財) 公会計研究協会 参与
齊藤 浩司	齊藤浩司公認会計士事務所 公認会計士
榊原 渉	(株) 野村総合研究所 サステナビリティ事業コンサルティング部長 兼 DX事業推進部長
塩田 克彦	(公社) 日本建築積算協会顧問
關 豊	AZ サーベイ (株) 執行役員技師長 博士 (工学)
渡部 正	日本大学 生産工学部 土木工学科 特任教授 博士 (工学)